

\*\*\*\*\*

SATO 社会保険労務士法人より

## 育児休業給付延長申請要件改定のお知らせ

\*\*\*\*\*

育児休業給付金延長申請の際の必要要件が一部変更されましたのでお知らせいたします。  
今回の変更によって、育児休業給付延長申請の際の要件が一部緩和されました。

### 【変更時期】

平成 23 年 8 月 5 日以降の申請分より

### 【内 容】

雇用保険の育児休業給付の申請をされている方が、子供が 1 歳の誕生日を迎えた後も引き続き育児休業給付を受けるためには、育児休業の申出期間が子供の 1 歳の誕生日の前日までとなっていることが条件の一つとなっていましたが、今回、申出期間については問われないこととなりました。

(延長できる場合の前提)

子供が 1 歳以降について、認可保育所の入所の申し込みを行っているが、入所待ちのために復職できない等の、育児休業を継続することについて「やむを得ない」事情がある場合

従前：

子供の育児休業を会社に申出

(育児休業の期間は子供の 1 歳の誕生日前日までとなっていること)

子供の 1 歳の誕生日までに認可保育園に入所の申し込みをしたが入所できなかった

(入所不承諾通知を発行してもらう )

育児休業の延長を会社に申し出る

ハローワークに育児休業の延長申請を行う

(育児休業申出、延長の申出 + 入所不承諾通知 を提出)

変更後：

子供の育児休業を会社に申出

(育児休業の期間は会社の規定の範囲内となっていること。1 歳の誕生日の前日でなくても可)

子供の 1 歳の誕生日までに認可保育園に入所の申し込みをしたが入所できなかった

(入所不承諾通知を発行してもらう )

ハローワークに育児休業の延長申請を行う

(入所不承諾通知 を提出)

上記の変更内容(下線部分)以外については、従前と変わりません。

保育園に入所できない場合の延長申請の注意点

- ・入所申し込みを行っていること
- ・認可保育所であること
- ・保育園への入所申込書において、入所申込日、入所希望日が確認できること
- ・保育園への入所希望日が子供の 1 歳の誕生日以前であること(市区町村により相違あり)

以上